

鳥取県告示第391号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年6月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1（1）解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字久原字寺谷941・942の4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

（2）保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

（3）解除の理由

林道用地とするため

2（1）解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字久原字寺谷942の41から942の51まで・942の55から942の57まで・942の62から942の64まで・942の67・942の70から942の72まで・942の140・942の142・942の146（以上24筆について次の図に示す部分に限る。）

（2）保安林として指定された目的

水源のかん養

（3）解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）